

川崎市スポーツ・文化総合センター利用に関する減免措置取扱要綱

川崎市スポーツ・文化総合センター条例（平成 26 年 3 月 20 日条例第 45 号）第 12 条及び川崎市スポーツ・文化総合センター条例施行規則（平成 26 年 3 月 27 日規則第 12 号。以下、「総合センター規則」という。）第 10 条の減免の取扱については、この要綱によるものとする。

1 総合センター規則第 10 条第 1 項第 2 号で規定する指導育成を行う必要があると市が認める団体が、その目的のために利用する場合について、次のとおり取扱うものとする。

(1) 大体育室（選手控室及び役員室を含む）、練習場、武道室、研修室

ア 指導育成を行う必要があると市が認める団体とは、スポーツ基本法に基づくスポーツの振興を主たる目的とするもののうち、次の団体及び社会教育法に基づく社会教育団体で次のものをいう。

(ア) 公益財団法人川崎市スポーツ協会及び加盟団体

(イ) 川崎市レクリエーション連盟及び加盟団体

(ウ) 川崎市総合文化団体連絡協議会及び加盟団体

(エ) 川崎市 PTA 連絡協議会及び各区 PTA 協議会

(オ) 川崎市地域女性団体連絡協議会

(カ) 川崎市青少年育成連盟及び加盟団体並びに各区組織

イ その目的のために利用する場合とは、全市規模以上（区単位の団体においては全区 規模）の次の事務事業に使用することをいう。

(ア) 大会

(イ) 技術講習会

(ウ) 団体の活動等の普及を目的とした催し物

2 総合センター規則第 10 条第 2 項で規定する市長が特別の理由があると認めるとき及び免除及び減額する金額は次のとおりとする。

(1) 大体育室（選手控室及び役員室を含む）、練習場、武道室、研修室

ア 市がスポーツ振興に資する事務事業のために利用するときは、施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用料金を免除する。

イ かわさきスポーツパートナー及びかわさきトップアスリートが、ホームゲーム等を行う場合は、冷暖房設備及び照明設備の利用料金を除く施設等の利用料金の 5 割相当額を減額することができる。

ウ 市内に所在する障害者団体として健康福祉局から承認を受けた団体が行事等で利用するときは、施設等の利用料金の 5 割相当額を減額する。

エ 市内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条による学校（小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園等）が、学校長が認める教育活動のために利用するときは、施設等の利用料金の 5 割相当額を減額する

オ 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項に定める「家庭的保育事業」、同条第 10 項に定める「小規模保育事業」、同条第 11 項に定める「居宅訪問型保育事業」若し

- くは同条第 12 項に定める「事業所内保育事業」を行う保育施設、同法第 7 条に定める「保育所、幼保連携型認定こども園」、同法第 59 条の 2 に該当する保育施設（認可外保育施設）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年 6 月 15 日号外法律第 77 号）第 2 条に定める「認定こども園」について、その施設の長が当該保育施設の事業の一環として行う活動のために利用すると認めるときは、施設等の利用料金の 5 割相当額を減額する。
- カ 各スポーツ施設が承認した育成グループが、当該施設をその目的に利用するときは、施設及び設備の利用料金の 5 割相当額を減額する。ただし、減額する期間は育成グループが承認を受けた年度から最長 3 年間とする。
- キ 総合センター規則第 10 条第 1 項第 3 号に定める障害者の介護者の個人利用料金を免除する。
- ク その他特別な理由で市長が減免が必要と認める場合は、指定管理者と協議のうえ、その利用料金の減免額を定める。

(2) ホール（楽屋及び楽屋控室を含む）、リハーサル室、練習室、会議室

- ア 市が文化振興に資する事務事業のために利用するときは、施設等の利用料金を免除する。
- イ 指定管理者が共催する施設設置条例の目的に沿った事業で利用するときは、施設等の利用料金を免除する
- ウ 指定管理者が提携する施設設置条例の目的に沿った事業で利用するときは、施設等の利用料金の 5 割相当額を減額する。
- エ 市内に活動の拠点がある芸術文化団体等が、広く市民を対象に、市民の芸術文化の振興を目的とした事業で利用するときは、施設等の利用料金の 2 割相当額を減額する。
- オ 川崎市総合文化団体連絡会に加盟する団体が全市的、全区的な事業のために利用するときは、施設等の利用料金を免除する。ただし、市民文化局から申請のあった事業に限る。
- カ 市内に所在する学校教育法（昭和 22 年第 26 号）第 1 条による学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）の活動及び全市的、全区的役割の川崎市内公私立学校の校長会の活動のうち文化振興に資する利用のときは、施設等の利用料金の 5 割相当額を減額する。
- キ 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項に定める「家庭的保育事業」、同条第 10 項に定める「小規模保育事業」、同条第 11 項に定める「居宅訪問型保育事業」若しくは同条第 12 項に定める「事業所内保育事業」を行う保育施設、同法第 7 条に定める「保育所、幼保連携型認定こども園」、同法第 59 条の 2 に該当する保育施設（認可外保育施設）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年 6 月 15 日号外法律第 77 号）第 2 条に定める「認定こども園」について、その施設の長が当該保育施設の事業の一環として行う活動のために利用すると認めるときは、施設等の利用料金の 5 割相当額を減額する。
- ク 総合センター規則第 10 条第 1 項第 3 号に定める障害者の介護者の個人利用料金を免除する。
- ケ その他特別な理由で市長が減免が必要と認める場合は、指定管理者と協議のうえ、その利用料金の減免額を定める。

3 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。